

○財務省告示第三十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十一年一月二十三日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十一年二月十日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第二十
九回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十
九年法律第二十三号）第四十六
条第一項及び第四十七条

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした
後に行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
ごとに応募限度額を定めるもの
による発行（以下「国債市場特

の 経 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行

八 額 五
銭 面 銭
金 額 上
百 円 の
に つ き
百 九 円
九 十

(一) 年 二
募 入 四
払 決 一
込 定 パ
金 額 セ
に 通 ン
加 え 受
、 け た
次 の 者
算

は、式は、
十号により規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 2.4}{100} \times \frac{125}{365}$$

(二) 発行時において、その利息に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合)は、前記(一)の算式により算出する。

十四 初期利子

た金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。平成二十一年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 24}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月に属する利子を支払う。

十六 償還金額

平成五十年九月二十日額面金額百円につき百円

十七 償還金

日本銀行

十八 払入者

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十一年一月二十三日